

「新婚家庭家賃助成事業」についてのご質問

○平成 22 年 3 月中に賃貸借契約を締結し、4 月 1 日以降に住民登録した場合は助成の対象となりますか。

A：平成 22 年 4 月 1 日以降に契約を締結したことが条件であるため対象となりません。

○平成 22 年 4 月 1 日より前から居住していた賃貸住宅に配偶者を迎え入れ、新婚生活を開始する場合は対象となりますか。

A：平成 22 年 4 月 1 日以降に契約を締結したことが条件であるため、新婚生活の開始時期にかかわらず対象となりません。

○新郎新婦のいずれかが再婚の場合は対象となりますか。

A：新郎新婦のいずれか一方又は双方ともが再婚の場合であっても、第 3 条に規定する要件を満たす場合は対象者となります。

○市営住宅へ入居する場合は対象となりますか。

A：市営住宅の家賃は民間住宅より安く設定されていることから対象となりません。

○会社名義の社宅への入居で契約書は交わしていないが、家賃は民間住宅並みの額を会社に支払う場合は対象となりますか。

A：社宅、官舎、寮など事業主が用意した（又は所有する）住宅へ入居する場合は、家賃の額の如何にかかわらず対象となりません。

○賃貸住宅に居住し、現在、助成金の交付を受けているが、その後、別の賃貸住宅を契約して居住する場合は対象となりますか。

A：市内の民間賃貸住宅であれば対象となります。ただし、助成期間の終期は、最初の賃貸住宅で申請をした月の翌月から数えて 36 月目までとなります。

ご不明な点をご連絡ください。